



一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者 | 発言の主題                                | 発 言 の 要 旨  |
|----------|-------|--------------------------------------|--|
|          |       |                                      | <p>(2) 農業公園サバーファームの新たな運営・管理制度の構築について</p> <p>①農業公園の令和2年度より過去10年の年間入場者数と開園日数、自然災害による園内利用制限エリアの有無を聞く</p> <p>②農事組合法人 富田林市南地区協同組合と農業公園の関係と設立の経緯を聞く</p> <p>③農業公園の次期指定管理者を公募にすることについて、現指定管理者も公募の対象になるが、次期指定管理者から外れた場合でも現在の従業員は継続して働けるように、公募条件を付けるべきと考えるが、見解を聞く</p> <p>④現指定管理者が、次期指定管理者から外れた場合の農業公園土地の使用については、これまでどおり富田林市との契約になると考えるが、見解を聞く。</p> <p>(3) 自動販売機リサイクルボックスの異物（一般廃棄物）混入低減の取り組みについて</p> <p>①リサイクルボックスの異物（一般廃棄物）混入問題について、どのように認識しているのか</p> <p>②事業者等と連携協力し、リサイクルボックスの異物（一般廃棄物）混入低減に向けた取り組みを進めてはどうか</p> |
|          |       | 4. 誰もが安心して自分らしく暮らせる共生福祉社会をめざす        | <p>(1) 知的障がいのある方へのサポート体制について</p> <p>①本市における療育手帳の所持者の状況について</p> <p>②療育手帳所持者に対する支援制度について</p> <p>③知的障がいのある方への更なる支援について</p>  |
|          |       | 5. たゆまぬ行財政改革、市役所改革を実行し、持続可能な自治体運営を確保 | <p>(1) 市民に理解していただくための「財務諸表・概要と解説」及び、「課別・事業別行政評価シートダイジェスト」の作成をもとめて（町田市の例を参考に）について</p> <p>(2) デジタル田園都市国家構想に関する取り組みの推進について</p> <p>①新しい分散型社会の構築のために、総合的な取り組みの推進について</p> <p>②医療への適時適切なアクセスのために、オンライン診療等の推進・周知することについて</p> <p>(3) マイナンバーカードの普及促進に係る高齢者への対応について</p> <p>①高齢者のマイナンバーカード保有状況と普及促進に係るこれまでの取り組みについて</p> <p>②マイナポイントの対応を含め、高齢者がマイナンバーカードを取得しやすい体制の整備について</p>  |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者  | 発言の主題  | 発 言 の 要 旨   |
|----------|--|--|---|
| 2        | とんだばやし未来<br>代表質問<br>7番<br>辰巳真司<br><br>(質問方式)<br>一問一答 | 1. 葛城温泉廃止にと<br>もなう市民の意<br>見・要望と小規模浴<br>場の設置を求めて                              |   |
|          |  | 2. 若者会議につい<br>て。   | (1) 第1期若者会議の総括内容について。<br>(2) 総括内容を踏まえ、第2期をより充実した内容とするべく取り組む具体<br>策について  |
|          |  | 3. (仮称) 認知症施<br>策推進条例の策定<br>について   | (1) 認知症と共に生きる社会づくりにむけて<br>(2) 東京都町田市の取り組みについて   |
|          |  | 4. コロナ下で支援す<br>る人の善意と支援<br>を必要としている<br>人とを結ぶ食のつ<br>ながりを大切にす<br>る取り組みについ<br>て | (1) 受援対象へのつなぎやハブ機能を担う食支援のシステムづくりを   |
|          |  | 5. 小中一貫教育の推<br>進について   | (1) 小中一貫教育開始に向けて令和3年度に行った準備の経過、ならびに令<br>和4年度に予定している具体的な取り組み内容について<br>(2) デメリットの解消に向けた具体的な方策について<br>(3) 今後市内の他の小中学校で一貫教育を進めていく準備をしているのかど<br>うか |
|          |  | 6. 学校を拠点とした<br>地域づくりについ<br>て   | (1) 学校を地域に開放し、全ての世代で支え合う地域づくりについて<br>(2) すこやかネット活動の充実について<br>(3) 施政方針の「地域総合拠点」の内容・目的・効果について<br>(4) (仮称) ふれあいランチの実施について                        |
|          |  | 7. 金剛地区の新たな<br>まちづくりについ<br>て   | (1) ピュア金剛跡の整備の具体的な内容について  |
|          |  | 8. 公民連携メニュー<br>の推進について   | (1) 本市の公民連携メニューの実施や、現状と課題について<br>(2) 連携先で差別事象が判明した場合の対応について<br>(3) 反差別・人権の視点での公民連携協定条例の制定について   |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者  | 発言の主題   | 発 言 の 要 旨   |
|----------|--|---|---|
| 3        | <p>日本共産党<br/>代表質問<br/>16番<br/>田平まゆみ</p> <p>(質問方式)<br/>一問一答</p> | <p>1. 保育所のあり方<br/>基本方針について</p> <p>2. GIGAスクール構想<br/>の弊害についての<br/>対策と、子どもたち<br/>の安心安全で豊かな<br/>学びの保障を求<br/>めて</p> | <p>(1) 2月広報で突然市民に示された定数削減について、誰がどこで、どのような過程を経て、決定したと言うのか</p> <p>(2) 定数削減の理由として市が挙げているのは、240名の大規模園の運営上の難しさと、保育者と園児の関係が築きやすくきめ細やかな保育ができるように、とのことだが、新しく開設された民間こども園でも180名定数の大規模園もあるがどうなるのか。保育園の規模を理由にするならば、市として園の規模も明らかにして、民間園にも求めるべきでは</p> <p>(3) きめ細やかな保育とは、定数を減らせば良いというものではなく、ひとクラスあたりの人数や、保育士の配置基準引き上げ、専門職の複数配置や発達にあった環境の整備などが必要。これら本来あるべききめ細やかな保育について見解は</p> <p>(4) 市立施設で新たに取り組む事業としている「医療的ケア児の受け入れ」「療育的支援の充実」「病児保育の充実」について、どのような施設、どのような規模、専門職員の複数配置など、何も示されていない。これらの具体的な計画は</p> <p>(5) 職員体制についての見解と、現在の市立保育所における正規保育士職員の不足状況は</p> <p>(6) 前回 「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」素案を作る際、「富田林市立幼稚園・保育所あり方検討委員会」という協議の場が持たれ議論されてきた。改めてより良い素案を示す、と言うのであれば、再び、こうした協議の場を立ち上げ、市民の皆さんからのご意見も踏まえて、練り直すべきでは</p> <p>(1) 本市では、小中学校への学習用端末導入にあたって、保管庫も同時に購入し、持ち帰りをせず運用すると当初は聞いていたが、現在持ち帰りもしていると聞いている。<br/>一人一台のタブレットが導入されてから現在までの運用について、どのようなルールで、週に何回持ち帰りしているのかなどの状況は</p> <p>(2) 現場やメディアから指摘されている点も踏まえ、持ち帰りにより起きている様々な問題への対策や、なりすましなどがなく ID やパスワードの対策について見解は</p> <p>(3) 配布されたタブレットを通じて集積、蓄積される子どもたちの個人データを企業の儲けのタネ、政府の監視のタネにさせてはならない。個人情報保護無しに「個人の尊厳」は守れないが、集積、蓄積される子どもたちの個人データをどのように守るのか、見解は</p> <p>(4) 自治体、学校が配布する学習用端末での広告表示は、公教育に相応しくないが、原因と解決策への見解は。情報セキュリティ対策についてはどのような契約がなされているのか</p> <p>(5) 教育現場の新たな負担が増えているが、どのように教育委員会として支援をしているのか</p> <p>(6) GIGA スクール構想による教育活動が押し付けられている今こそ、学校の「教育課程編成権」を発揮して、子どもの実態から出発する教育をつくり上げていくことが求められている。現場の裁量権を最大限に尊重することについて見解は</p> |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者   | 発言の主題                             | 発 言 の 要 旨  |
|----------|---|-----------------------------------|--|
|          |   | 3. カジノ誘致問題について                    | <p>(1) カジノの大阪誘致はギャンブル依存症や家庭崩壊はもとより、売春や犯罪の温床になるなど「住環境」を悪化させるものであることは自明。市民の財産を奪い負担を押し付けるカジノの大阪誘致について、市の見解は</p> <p>(2) ギャンブル依存症の実態をどのように把握し、どのように対策されるのか</p> <p>(3) 富田林の「優良な住環境」を守るため、大阪のカジノ誘致に反対すべきと考えるが、市の見解は</p>   |
|          |   | 4. 市庁舎の建て替え問題について                 | <p>(1) 議会の場で、明確に「市役所機能を分ける本移転はしない」という表明を求めるが、見解は</p> <p>(2) 新庁舎の建て替えにあたっては、市民・専門家・職員・議会など関係者の意見をよく聞き民主的にすすめるため、基本計画策定委員会のように、検討のための機関や機会が必要では</p> <p>(3) 基本計画どおり、すばるホールなどを使わずに建て替えを進めるべきと考えるが、なぜすばるホールの文化事業を停止してしまうような選択をしたのか</p> <p>(4) 非常用電源の設置や避難経路の整備費用などには、国の緊急防災減災対策事業債を活用して、すばるホールの耐震防災整備をすすめるように</p> <p>(5) すばるホールを仮移転先として使用する場合の、文化施設としての文化活動と市役所機能を両立させる問題について</p> <p>①異なる休業日の扱い、駐車場やエレベーターの混雑、障がい者や高齢者の移動の介助などについて、対策は</p> <p>②庁舎建て替え中の仮移転が終了後、すばるホールの施設をもとに復旧することと施設の改善の取り組みは</p> <p>(6) 働く市役所職員の労働環境について<br/>仮移転の期間中に、すばるホールで市役所業務を担う職員のための、労働空間や休憩スペースの確保など、労働安全基準は満たされているのか</p> <p>(7) 協力をおねがいする指定管理団体である文化振興事業団について</p> <p>①協力依頼の内容と人員確保や業務などすばるホール職員の労働環境を守る対策は</p> <p>②公共施設であるすばるホールの指定管理については、安定雇用と協力関係を保つためにも民間企業などの公募などは慎重に扱うべき</p> |
| 4        | 自由民主党<br>代表質問<br>2番<br>南方 泉<br><br>(質問方式)<br>一問一答 | 1. 5歳～11歳新型<br>コロナワクチン接<br>種等について | <p>(1) 健康な5歳～11歳の子どもへの治験中コロナワクチン接種の意義を聞く</p> <p>(2) 泉大津市・小牧市等では5～11歳コロナワクチン接種券送付を申請方式にした。今回「努力義務」が外されたがいち早く送付した理由と経緯を問う。</p> <p>(3) コロナワクチン接種後疑い死・重篤副反応報告を市民に知らせるべきと考えるが市民へのアナウンスを強く希望する。</p> <p>(4) 昨年の議会で質問した「コロナワクチン接種の有無をめぐるハラシメント」についてガイドラインの作成（埼玉県事例）ポスターやチラシの作成は考案しているのか</p>  |

令和4年第1回（3月）富田林市議会定例会

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者  | 発言の主題                        | 発 言 の 要 旨   |
|----------|--|------------------------------|---|
|          |  | 2. 子ども・青少年へのマスクの着用等について      | (1) 学校でのマスクの着用について教育現場では共通した申し合わせは作成しているのか<br>(2) 学校や幼稚園・保育園での運動時等のマスク着用の実態把握について<br>(3) マスク着用による特に幼い子どもの健康被害についての市の見解について<br>(4) 北海道有志医師の会等ではマスクは子どもに取り有害であるとされているが市の見解を聞く<br>(5) マスク着用の同調圧力や着用できない子への差別意識の把握について                      |
|          |  | 3. 本市の子育て施策について              | (1) 本市の病児保育の現状と金剛保育園の「医療的ケア児の受け入れ」「療育的支援」「病児保育」の実施に向けた体制整備について具体的な内容を問う   |
|          |  | 4. 本市の教育施策について               | (1) 研究指定校・小金台小学校と明治池中学校小・中一貫校推進について、今後のスケジュール、教育推進の内容等を問う。<br>(2) 学校給食・食育推進の観点から地元農産物を活用する具体的な取組みについて<br>(3) 生涯学習推進プランに基づく、次代を担う子どもと若者の育成支援と、多世代に向けての「学びのきっかけ」や「学び直しのきっかけ」となる事業展開の現状と今後について<br>(4) ひきこもり・学校に通えない児童のケアと民間フリースクールとの連携について |
|          |  | 5. 本市の農業施策について               | (1) 農業振興ビジョンについて<br>①本市農業の更なる発展の取組みについて聞く<br>②様々なプレイヤーを繋ぐネットワークについて市の見解を聞く<br>(2) サバーファームの活性化に向けた新たな方向性について、そのコンセプトの内容と今後の予定を聞く。  |
| 5        | 大阪維新の会・無会派の会<br>代表質問<br>11番<br>伊東 寛光<br><br>(質問方式)<br>一問一答 | 1. 市広報誌の全戸配布の取り組みについて        | (1) 町会配布方式から市配布方式へ変更することになった経緯について<br>(2) 町会配布方式から市配布方式に変わることによる町会・自治会にとってのメリット・デメリットとその対策について<br>(3) 配布方式変更後の配布の担い手及び地域情報の共有について   |
|          |  | 2. ふるさと寄附金制度へのさらなる取り組み強化を求めて | (1) ふるさと寄附金の実績の推移とクラウドファンディング型ふるさと納税事業の推進を<br>(2) 課題への対応と返礼品拡充も含めた制度推進のための庁内体制整備について  |
|          |  | 3. 富田林市文化芸術振興ビジョン策定について      | (1) 文化芸術振興の基本的な考え方、方向性について聞く<br>(2) 策定にかかる文化振興事業団の役割について<br>(3) 今後の文化振興事業団の指定管理者としての有り方や、すばるホールの前向きな利活用について   |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者  | 発言の主題                               | 発 言 の 要 旨   |
|----------|--|-------------------------------------|---|
|          |  | 4. 公共施設マネジメントについて。                  | (1) 包括施設管理業務委託について。<br>(2) ESCO事業 (Energy Service Company) について。<br>※千葉県流山市の事例に言及しつつ、執行部の見解を求める。<br>(3) ファシリティマネジメント施策の事業者提案制度について。<br>※千葉県流山市の事例に言及しつつ、執行部の見解を求める。   |
|          |  | 5. 公共サービス民間提案制度について                 | ※北海道苫小牧市の事例に言及しつつ、導入について見解を求める。   |
| 6        | ふるさと富田林<br>代表質問<br>3番<br>坂口 真紀<br><br>(質問方式)<br>一問一答 | 1. 本市職員に対する悪質なクレームへの対策について          | (1) クレーム対応をフォローする体制について<br>(2) クレーム対応に対処するスキルアップのための研修について<br>(3) 電話のクレーム対応に対する録音機設置について  |
|          |  | 2. 幼稚園・保育所での感染対策としての消毒作業とマスク着用について  | (1) 幼稚園や保育所での消毒作業とマスク着用について<br>(2) 園児へのマスク着用の推奨に対する本市の考え方について   |
|          |  | 3. 金剛保育園での体制整備について                  | (1) 医療的ケア児の受け入れをどのように進めるのか<br>(2) 本市の療育的支援の方向性について  |
|          |  | 4. 小中学校におけるICTを活用した取り組み状況と今後の展望について | (1) 休校中のICTを活用した学習の取り組み状況と実施基準について<br>(2) 不登校児童生徒や自主休校している児童生徒への対応について<br>①ハイブリッド型での授業の実施状況<br>②不登校児童生徒のICT活用状況と今後の課題について<br>(3) 学童クラブのネットワーク環境の整備について<br>(4) 学校図書館のICT化と市立図書館とのオンライン化について<br>(5) 学校への携帯電話の導入について |
|          |  | 5. ドローンの活用について                      | (1) ドローンを活用した災害協定の締結について<br>(2) 公共施設等でのドローン飛行について<br>(3) ファントムの活用について<br>(4) ドローン研修の開催について  |
| 7        | 18番<br>中山 佑子<br><br>(質問方式)<br>一問一答                   | 1. 法律による行政の原理について(下水道法)             | 「法律による行政の原理」を理解し、法令順守するには、法律・条例・規則・要綱・要領を読んでおかねばなりません。担当課の職員の言動から、疑問の念を生じざるを得ません。<br>ここで、その一例を挙げてご説明いたします。<br>昨年末、市民の方から「自分が使っていない下水管が、自分の土地を通っていることがわかりました。何故、下水管が通っているのか、その経緯を知るにはどうすれば良いですか。」という相談を受けました。      |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者 | 発言の主題 | 発言の要旨  |
|----------|-------|-------|--|
|          |       |       | <p>この相談には、簡単に対応できるとわたくしは思いました。なぜなら、富田林市下水道条例施行規程第7条第1項は「…排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、工事着手7日前までに排水設備工事計画確認申請書を管理者に提出しなければならない。」と規定し、同条2項には「前項の申請書に添付すべき書類及びその記載する事項は、次に掲げるものとする。」と規定され、その添付すべき書類として、第4号で「他人の土地又は排水設備等を使用するときは、その同意書」と規定されているからです。</p> <p>「他人の土地」という所有権への侵害行為には、土地の所有者の同意書を添付して、本市に提出しなければなりません。そこで、同意書の情報公開請求をしました。しかし、まさかの文書不存在でした。</p> <p>そのうえ、令和3年12月10日、本市が同意書を取得し保存しなければならないにも拘わらず、本市下水道課職員は、市民の方に対し「(同意をしたのか)確認した方が良いと思います。」と、市民の方に責任転嫁するという言動をとりました。</p> <p>(1)本市は、「他人の土地又は排水設備等を使用するときは、その同意書」が必要書類として規定されていますが、同意書がなくても申請を許可しているのですか。</p> <p>そもそも、下水道法第11条1項は、「…排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地…を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、…使用することができる。この場合においては、他人の土地…にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。」と規定され、同法同条3項は、「…他人の土地に排水設備を設置することができる者…は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。」と規定されています。</p> <p>そして、下水道法という法律の範囲内で制定された富田林市下水道条例第4条第1項において、「排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。」と規定し、条例の下位規定である施行規程第7条第2項第4号で「他人の土地又は排水設備等を使用するときは、その同意書」と定め、「同意書」が申請書に必要な添付書類となっています。</p> <p>(2)所有権の絶対性、財産権の不可侵について言及のうえ、なぜ、「同意書」が申請書に必要な添付書類なのか、お答え下さい。</p> <p>次に、令和3年12月16日の予算決算常任委員会で、左近議員が「法人の財産区、水利改良区の同意をつけております。なんら、法律違反はないという解釈でよろしいでしょうか。」と質問し、執行部が下水道法11条第1項における「下水を公共下水道に流入させることが困難であるとき」とは、周辺を完全に他人の土地に囲まれているときはもとより、他人の土地を利用しないときには著しく経済的に不利となる場合であると解説されていることから、「個人同士の話し合いで施工されれば問題がないと考えております。」と答弁しております。</p> |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者 | 発言の主題                | 発 言 の 要 旨  |
|----------|-------|----------------------|--|
|          |       |                      | <p>左近議員の質問は、開発行為です。開発行為のうち、公共下水道に関することは、富田林市開発指導要綱第23条で定められていますが、当然のことながら、開発行為であれば、他人の土地を侵害して下水管を敷設することが認められる規定は存在しません。</p> <p>(3) 執行部は、個人同士で話し合いがされていれば問題がないと考えるご答弁していますが、話し合いの事実確認をしたのですか。その証拠は、どこにありますか。富田林市下水道条例施行規程第7条第2項第4号で、他人の土地に下水管を敷設するときは「同意書」が申請書類として必要だと定めているのに、同意書の添付なく許可することが規程違反となることを認識していますか。</p> <p>この問題を理解して頂くため、わかりやすい例え話をします。Aさんは、地下室付きの新築一戸建てを建設するため、富田林市の土地を購入しました。土地購入日の直後、Aさんは海外赴任することになり、帰国後に建設しようと考えました。Aさんの海外赴任中、開発行為ということでAさんの土地の敷地内にAさんの同意なく下水管が敷設されました。海外赴任が終わり、Aさんが地下室付きの新築一戸建てを建設しようとしたところ、下水管が敷設されているため、地下室を作ることが出来ないことがわかりました。こんなことがまかり通る自治体だと知っていれば、Aさんは、本市の土地を購入しなかったでしょう。</p> <p>(4) 開発者及び市は、Aさんに対し、どのようにして損害を補填し、責任をとるのですか。</p> <p>本市は、他人の土地所有者の同意書の添付なく、排水設備を設置の許可をしたことは今まで何件ありますか。</p> |
|          |       | <p>2. ふるさと納税について</p> | <p>地方の財政難に対し、ふるさと納税により自助努力で稼ぐことに成功した自治体を紹介します。</p> <p>本年2月17日の朝日デジタル新聞に「4基の原発を抱える福井県敦賀市へのふるさと納税の寄付額が50億円に達し、初めて原発など電力事業に由来する収入45億円を上回る見通しとなった。」という記事が掲載されました。そして、翌々日19日の朝日デジタル新聞の『ふるさと納税が原発収入を上回る時代に』と題する記事の中で、以下のとおり、ふるさと納税歳入に対する市の見解が書かれていました。</p> <p>「敦賀市の今回の予算案では、好調なふるさと納税の寄付を、市民生活に還元する施策も打ち出された。</p> <p>子育て支援や北陸新幹線敦賀開業を見据えた観光振興など、寄付を活用する事業は68にのぼり、予算額は13億6927万円になる。渚上市長も「財政的に余裕が生まれた。これまで予算を付けられなかったものにも取り組める」と話す。</p> <p>市幹部は取材に「もう原発の財源をそれほどあてにした市政運営はしていない」と明かす。」</p> <p>敦賀市のふるさと納税寄付額が50億円とは、羨ましい限りです。</p>  |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者 | 発言の主題 | 発 言 の 要 旨  |
|----------|-------|-------|--|
|          |       |       | <p>さて、本市のふるさと納税の寄付額が幾らかというと、総務省の「令和2年度受入額の実績等」によれば、5355万4839円です。</p> <p>ちなみに、隣の河内長野市のふるさと納税の寄付額は、5億1334万1977円です。</p> <p>(1) さて、本市のふるさと納税の寄付額が約5000万円、河内長野市が約5億円、敦賀市が約50億円ですが、本市のふるさと納税に対する取り組みと今後の展開をお聞かせ下さい。</p> <p>次に、総務省が令和元年6月から地場産品を返礼品とする基準を設けたため、本市は、本市内に本社がある世界的な登山家にも愛用されている寝袋を、ふるさと納税の返礼品から除外しました。</p> <p>しかしこの点について、池田市では、ふるさと納税の返礼品である「チキンラーメン」の工場が市外にあっても、創業者の故安藤百福氏の自宅が池田市であること等、即席麺との由縁を詳しく説明するパンフレット類を同封することで、総務省の了解を得て「チキンラーメン」を返礼品に復活させました。</p> <p>(2) 令和元年5月末日をもって廃止となった本市の返礼品は幾つありますか。廃止となった返礼品のうち、池田市のように復活させるため、総務省と協議したものはありますか。</p> <p>また、本市と羽曳野市の両自治体には、ふるさと納税の返礼品として、まったく同じ商品が複数あります。</p> <p>(3) 本市と羽曳野市の両自治体に同一の商品があるのは何故ですか。</p> <p>そして、同じ商品でありながら、本市で1万1000円のものが羽曳野市では1万円、本市で1万3000円のものが羽曳野市では1万円、本市で3万4000円のものが羽曳野市では3万円と、羽曳野市の方が本市より1000円から4000円安いのは何故ですか。お答え下さい。</p> <p>また、ふるさと納税は自治体への寄付なので、自治体単位で取り組むものとされてきましたが、これからはその垣根を越えた自治体同士の連携が、ますます重要になるとのことです。一つの自治体だけでできることは限られています。高知県内の10市町では地元の産品をお互いに出し合っ、共同でお礼の品の定期便を作り、寄付者から毎年好評を博しています。また、三重県南部の13市町では、合同で寄付者向けのツアーやPRイベントを数回にわたって行い、着実にファンを増やしています。近隣自治体が連携することで、一つの自治体で行うよりも、特産品のブランディングやエリア全体のPR、観光誘致の効果が、より高まります。</p> <p>(4) 河内長野市をはじめとする近隣の自治体との連携につき、本市の取り組みと見解をお聞かせ下さい。</p> <p>最後に、自治体職員では限界があるので、埋もれた特産品の発掘や販路拡大を行う地域商社が活躍している自治体が増えています。地域商社は、地域に眠る優れた産品を発掘し、マーケティングやコンサルティングを行って、生産者の販路や収益の拡大を目指します。中には、観光分野と連携して、地域の事業インフラ整備に貢献している地域商社もあります。</p> <p>(5) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をふまえ、本市における地域商社の戦略をお聞かせ下さい。</p> |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者 | 発言の主題                                | 発 言 の 要 旨  |
|----------|-------|--------------------------------------|--|
|          |       | <p>3. 富田林市立小中学校校区対策委員と公共施設マネジメント</p> | <p>(1) わたくしは、昨年5月から富田林市立小中学校校区対策委員となりましたが、驚いたことに、富田林市立小中学校校区対策委員会は、14年間もの間、開催していない状態が続いているとのこと。何故、開催しないのかお答え下さい。</p> <p>さて、令和3年7月に策定された「富田林市学校教育施設長寿命化計画」17頁には、次のとおり記載されています。</p> <p>「本市が保有する全ての学校教育施設を維持した上で、建築後50年未満で建替える従来型的手法で整備を続けた場合、今後40年間の維持・更新コストは738億円（18.5億円/年）が必要となります。これは、直近5年間の学校教育施設関連経費である5.4億円/年を3.4倍上回ります。また、令和3年度から令和12年度の10年間に建替えが集中するため、同関連経費を7.1倍上回る38.1億円/年の経費が必要となり、従来型的手法で整備を継続することは困難であることから、対応策を検討する必要があります。」</p> <p>(2) 現時点における本市の対応策をお聞かせください。</p> <p>続いて「富田林市学校教育施設長寿命化計画」25・26頁記載の本市の小中学校施設の劣化状況調査結果をみると、広範囲に劣化C及び早期の対応が必要な著しい劣化Dが、全小中学校の施設についています。</p> <p>(3) これは、全ての学校教育施設の改修工事及び建替え工事が集中して必要になるという認識で間違いないでしょうか。</p> <p>また、本市の学級数の状況は、令和2年度では標準規模である「12学級以上18学級以下」を満たさない小学校が11校(68.8%)、中学校が7校(87.5%)となっています。</p> <p>人口減少と財政難の時代を迎え、もはや自治体も住民も「老いる公共施設」の問題からは逃げられません。</p> <p>(4) 現状を鑑みると、総量削減するしかないと思いますが、本市の見解をお聞かせください。</p> <p>(5) 最後に、自治体と住民の協働による削減・整理・再活用で非効率な公共支出を減らし、公共サービスの質の向上もしくは必要最低限の継続を実現し地域の価値を上げる、縮充社会の公共資産づくりを本市は考えていますか。本市の見解をお聞かせ下さい。</p> |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者                               | 発言の主題  | 発 言 の 要 旨   |
|----------|-------------------------------------|--|---|
| 8        | 13番<br>村瀬喜久一郎<br><br>(質問方式)<br>一問一答 | <p>1. 本市における生活保護の運用・取組について</p> <p>2. 本市におけるいわゆる「更年期ロス」等への対応・取組について<br/>(望まぬ「更年期離職」・「更年期ロス」の未然防止のための取組について)</p> <p>3. 本市立小中学校における児童生徒の「生理(月経)」への対応・取組について<br/>(「学校での『生理休暇』導入を求める運動」の趣旨を踏まえて)</p> <p>4. 本市における、性的マイノリティの方々についての一層の理解促進について</p> | <p>(1) 生活保護の相談件数について</p> <p>(2) 生活保護の申請件数について</p> <p>(3) 扶養照会について</p> <p>①扶養照会の実施件数について</p> <p>②扶養照会により実際に扶養に至った件数について</p> <p>③厚生労働省からの事務連絡(※)の内容の明確な周知について<br/>(※令和3年3月30日付。「『生活保護問答集について』の一部改正について」)</p> <p>(「扶養義務の履行が期待できないと判断される場合には、基本的には扶養照会を行わない」ことを、本市ウェブサイトや「生活保護のしおり」等に明確に記載することについて。東京都足立区での取組を参考に)</p> <p>④「扶養照会をしないでほしい」旨の記載欄を申請書に設けることについて<br/>(民間NPO作成の「扶養照会に関する申出書」の内容も参考に)</p> <p>(4) 生活保護受給者の自立に向けた支援等について</p> <p>①法テラス(日本司法支援センター)の積極的な利用推進について<br/>(「生活保護のしおり」等での積極的な周知についても)</p> <hr/> <p>(1) 本市職員の「更年期」に起因する体調不良等への相談体制について</p> <p>(2) 本市職員の「更年期」に起因する体調不良等の場合の休暇取得について</p> <p>(3) 「更年期ロス」等についての理解促進のための周知啓発について</p> <hr/> <p>(1) 特に男性教職員への「生理」に関する理解の促進について<br/>(女子児童生徒・女性教職員の心情への十分な配慮を前提に)</p> <p>(2) 体調不良により児童生徒が遅刻・早退する場合の保護者による送迎等対応について</p> <p>(3) 「生理」を理由とする公欠(公認欠席)の導入について</p> <p>(4) 「生理」による欠席等への積極的な理解のための取組について<br/>(本市における包括的性教育「いのちの教育」の拡充も含めて)</p> <hr/> <p>(1) 本市立小中学校教職員および本市内に所在する幼稚園・保育所等の教職員に、文部科学省からの通知(※)と周知資料(※※)の内容をあらためて確認することについて<br/>(※平成27年4月30日付。「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」)<br/>(※※平成28年4月1日付。「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」)</p> <p>(2) 性的マイノリティの方々について、広報とんだばやし等でより一層の理解促進を図ることについて<br/>(神奈川県葉山町の事例を参考に)</p> |

令和4年第1回（3月）富田林市議会定例会

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者                              | 発言の主題               | 発 言 の 要 旨  |
|----------|------------------------------------|---------------------|--|
| 9        | 10番<br>左近 憲一<br><br>(質問方式)<br>一問一答 | 1. コロナ感染症対策<br>について | <p>(1) コロナ対策本部会議のメンバーはどのような方々が参加されているのですか</p> <p>(2) コロナ感染が確認された後の処理は一般市民の皆さんが理解できるよう周知されていますか</p> <p>(3) 感染拡大を防止する為に簡易抗原キットを使用し陽性反応が出た場合、いち早くPCR検査を受けられる診療機関は本市にはどの位ありますか</p> <p>(4) コロナ感染症疑いの有る方に簡易抗原キットを提供した場合、公職選挙法にふれるのですか。又、過去において議員に係るメディア報道をどの様に思われますか</p> |